

こども[★]誰[★]でも通園制度

令和 8 年度

こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）

利 用 の ご 案 内

【 年度途中からの認定・利用 】



目 次

本案内の読み方	1
1. こども誰でも通園制度とは？	2
(1) こども誰でも通園制度とは	2
(2) クラス年齢と生年月日について	2
(3) 利用できる対象者について	2
(4) 一時預かり事業との違いについて	2
2. 定期利用とひと月の利用上限時間	3
(1) 定期利用について	3
(2) 利用の上限時間について	3
(3) 利用料金について	3
(4) 利用のキャンセル等について	4
(5) 利用にあたっての留意事項	5
3. 実施施設の情報	5
4. 給付認定申請・利用施設申込みから利用決定までの流れ	6
(1) 給付認定申請と利用施設申込みについて	6
(2) 申込みをするにあたりご理解いただきたいこと	6
(3) 給付認定申請・利用施設の申込み～面談～利用開始～終了まで	6
5. 利用申込みを開始する前のチェックポイント	9
(1) 申請に必要な書類	9
(2) 実施施設の確認ポイント	12
(3) よくある質問	12
6. 利用開始後の手続き	13
(1) 給付認定の変更・取消について	13
(2) 施設利用の終了について	13
7. はじめて堺市電子申請システムを利用する方へ	14
8. こども誰でも通園制度総合支援システムとは？	16
9. QRコード一覧	19
10. 問い合わせ先	19



本案内の読み方

事前の準備	本案内や市ホームページで制度の内容等を確認してください。【P.2～】
申込みに必要な書類等の準備	全ての方が提出必要な書類と、こどもの状況に応じて必要な書類があります。【P.9～11】 申請内容と事実と相違があった場合、認定（利用）が取り消しとなることもあります。
申込み	堺市電子申請システムから「給付認定の申請」をしてください。【P.6・7】 申請内容に不備があった場合は、システム上で差戻しをすることがありますのでご注意ください。
市からの結果通知	市から「給付認定」の結果と「こども誰でも通園制度総合支援システムID」を通知します。【P.7】
システムに情報を登録	こども誰でも通園制度総合支援システムに、こどもの健康状況などを登録してください。【P.7】 面談を申込んだ施設では、こどもの健康状況などの確認をシステム上でも行うことがあります。
実施施設の情報収集	こども誰でも通園制度を実施している曜日・時間、立地や実施方針などは様々です。 事前に希望する施設の実施曜日・時間・施設HPの確認や見学を行ってください。【P.5】
希望施設に面談申込み	市ホームページで施設の募集状況を確認し、施設に面談を希望する旨を伝えてください。【P.8】
面談	対象こどもと一緒に施設へ行き、面談を行います。【P.8】 面談には、認定通知に同封している「こどもの状況票」と母子健康手帳などを持参してください（予防接種歴、アレルギー情報などは特に大切です）。 面談では、こどものこと、育児のこと、世帯のことなどとあわせて、施設の方針などを確認します。
利用の決定	面談によって、こども誰でも通園制度の利用が決まります。【P.8】 ※利用開始までに時間がかかることがあります。 ※面談の結果、利用できないことがあります。
利用の開始	面談後、準備が整い次第、利用を開始します。【P.8】

1. こども誰でも通園制度とは？

(1) こども誰でも通園制度とは

堺市の「こども誰でも通園制度」は、ふだん認定こども園などに通っていないこどもを対象に、月10時間の範囲の中で認定こども園などの定期的な利用を通じて、こどもの育ちを支援する制度です。保護者の就労状況などは問いません。

(2) クラス年齢と生年月日について

令和8年4月1日時点の年齢でクラスが決まります。令和8年度のクラス年齢と該当する生年月日は以下のとおりです。

各施設の実施年齢については、P.5 実施施設一覧（QRコード）でご確認ください。

クラス (実施年齢)	生年月日
0歳児	令和7年（2025年）4月2日～
1歳児	令和6年（2024年）4月2日～令和7年（2025年）4月1日
2歳児	令和5年（2023年）4月2日～令和6年（2024年）4月1日

0歳児クラス：利用開始予定日時点で生後6か月に到達している必要があります。

2歳児クラス：満3歳まで（誕生日の前々日まで）、制度を利用することができます。

※利用開始予定日時点で、満3歳に到達している場合は利用することができません。

(3) 利用できる対象者について

下記①～③の全てを満たす方が利用の対象です。

①	堺市に居住
②	0歳6か月～満3歳未満
③	認定こども園、保育所、幼稚園、地域型保育事業、企業主導型保育事業に通っていない

保護者の保育の必要性（就労状況など）は問いません。

生後6か月に到達する前に、認定申請を行うことは可能ですが、利用は生後6か月からとなります。

お住まいとは別の区の施設の利用も可能です。

※市外の施設も利用可能ですが、その場合は堺市の認定が必要です。

(4) 一時預かり事業との違いについて

一時預かり事業とこども誰でも通園制度はどう違う？

一時預かり事業は、保護者が短時間就労、疾病、介護、冠婚葬祭、その他の理由（育児疲れ解消のためのリフレッシュなど）で、家庭での育児に困ったときに利用できる事業です。

こども誰でも通園制度は「こどもの育ちのため」に実施されるものであり、その目的が異なります。

一時預かり事業とこども誰でも通園制度を一緒に利用できる？

一時預かり事業とこども誰でも通園制度の併用は可能ですが、一時預かり事業の実施時間や空き状況、利用料金など詳しくは、事業を実施する各施設にお問い合わせください。

2. 定期利用とひと月の利用上限時間

(1) 定期利用について

堺市のこども誰でも通園制度では、特定の施設に定期的に通園することを通して、保護者と利用施設とで、こどもの育ちを一緒に応援することを大切にしています。

このため、一時預かり事業と異なり、保護者の方が必要な時だけ申込んで利用するのではなく、施設とあらかじめ決めた曜日・時間に利用することを基本としています。事前に次のことについてご理解ください。

- ・利用者登録をして、利用したい日を選ぶものではありません。
- ・曜日等、定期的な利用日があらかじめ定められています。
- ・1回当たりの利用時間があらかじめ定められています。

なお、「慣れるまで、短時間で利用したい」などのご希望は施設へご相談ください。

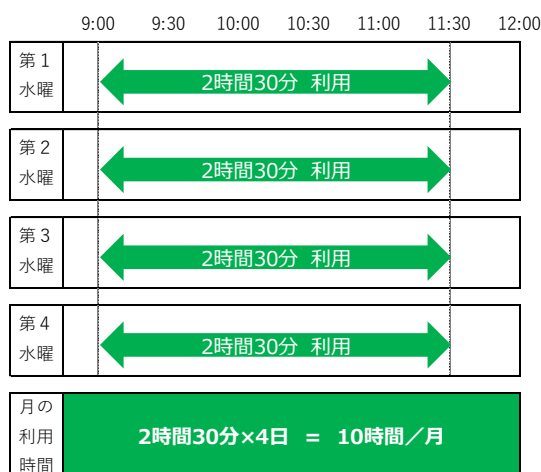
(2) 利用の上限時間について

こども誰でも通園制度は、ひと月に10時間まで利用することができます。

月の上限10時間の範囲の中で、各施設が設定した曜日・時間に利用することとなりますので、実施施設の情報（P.5参照）を参考にしてください。

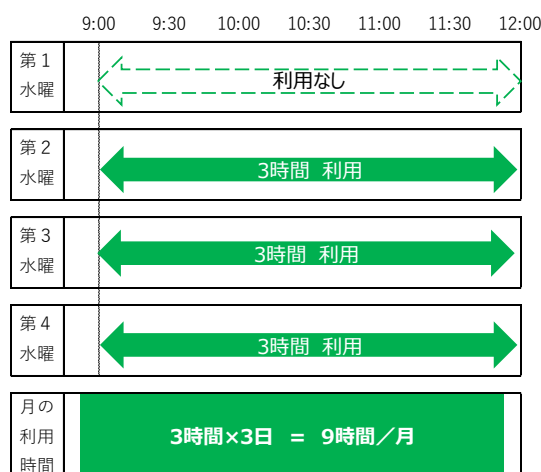
【月 10 時間利用例：1 日 2 時間 30 分】

【毎週水曜、9時から11時30分】



【月 10 時間未満例：1 日 3 時間】

【月3回水曜、9時から12時】



(3) 利用料金について

①基本利用料について

各施設の定める基本利用料は、1時間あたり300円程度です。

300円の場合、利用時間が30分単位の場合は、30分あたり150円です。

(例) 1日2時間30分利用の場合の基本利用料：300円+300円+150円=750円

②基本利用料の減免について

市民税所得割額などに応じた基本利用料の減免があります。減免は申請に基づき判定します。

※ 利用施設によって、基本利用料および減免額が異なります。詳細は利用施設にお問い合わせください。

区分	標準減免額
生活保護を受給している世帯	300円
市民税非課税、市民税所得割額77,101円未満（※1）の世帯	200円
ひとり親世帯、障害等を有する世帯員（※2）がいる世帯	200円

- ※1) 課税状況の分かる書類を提出いただく必要があります。詳細については P.11「世帯の状況等により、基本利用料の減免の申請に必要となる書類」でご確認ください。
- 減免区分の算定根拠となる市民税の対象年度、市民税所得割額についての詳細は、市ホームページをご覧ください。9 月以降で減免状況が変わる場合があります。

【市民税の対象年度、市民税所得割額などについて】



- ※2) 次の表をご参照ください。なお、対象となる世帯員には、利用対象のこどもを含みます。

- | |
|--|
| ☐ 特別児童扶養手当の支給対象児童のいる世帯
☐ 身体障害者手帳の交付を受けている人がいる世帯
☐ 療育手帳の交付を受けている人がいる世帯
☐ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人がいる世帯
☐ 国民年金法に定める国民年金の障害者基礎年金などの受給者がいる世帯 |
|--|

③基本利用料以外にかかる費用

基本利用料以外に、施設ごとに、次のような費用がかかる場合があります。事前に各施設にご確認ください。

給食費・おやつ代：給食、おやつにかかる費用（実施する施設のみ）

実費徴収：教材や行事などにかかる費用、保険料

※ 予定時間を超えた場合は、別途費用が発生します。

(4) 利用のキャンセル等について

利用のキャンセル等に関する料金や時間枠（月 10 時間）の取扱いは以下のとおりです。

①通常のキャンセル

キャンセルについては、原則、利用日の前日までに施設に直接連絡してください。キャンセル連絡の受付時間については、施設にお問合せください。

※ 休園日が土曜・日曜で、利用日が月曜の場合：金曜が「利用日の前日」になります。

②体調不良等による当日キャンセル

体調不良・感染症罹患等による当日キャンセルは、利用料金は発生しませんが、利用したものとみなし、時間枠を消費します。

③その他当日キャンセル

無断キャンセルを含む上記以外のキャンセルは、予定していた利用料金をお支払いいただきます。また、利用したものとみなし、時間枠を消費します。

	通常の キャンセル	体調不良等による 当日キャンセル	その他 当日キャンセル	予定時間の超過
利用料 の支払	発生しない （無料）	発生しない （無料）	予定時間分の 料金が発生する （有料）	施設が設定した 料金が発生する （原則有料）
時間枠 の消費	消費しない	消費する	消費する	消費しない

④ 予定時間を超える利用に関する料金について

予定時間を超える料金については、各施設が、次の表の金額を上限に設定します。
料金は各施設に確認してください。

クラス	1 時間あたりの基本料（本制度の令和 8 年度基本分単価）
0 歳児	2,000 円（ 300 円 + 1,700 円 ）
1 歳児	1,700 円（ 300 円 + 1,400 円 ）
2 歳児	1,700 円（ 300 円 + 1,400 円 ）

(5) 利用にあたっての留意事項

① 以下のような場合には、ご利用を控え、速やかに施設へ連絡してください。

- i 利用日当日に 37.5 度以上の発熱がある場合
- ii 前日までに発熱があり解熱後 24 時間を経過していない場合
- iii 本人及びご家族が感染症にかかっている場合
- iv その他、発熱はなくても体調に不調がみられる場合

② 施設は、ご利用になるこどもの人数に合わせて保育士等を配置しています。お迎えの時間は厳守いただき、万が一遅れる場合には、必ずご連絡をお願いします。

③ 以下の場合には、当事業の利用をお断りする場合があります。

- i 無断でのキャンセルや送迎の遅れが頻発する場合
- ii 利用料金の未納が続く場合
- iii その他、施設が悪質であると判断した場合

④ 特に理由なくキャンセルが続く場合

施設は、担当職員を配置するなど保育の準備をして「こども誰でも通園制度」を実施しています。
準備を整えているにもかかわらずキャンセルが続くと、この事業の継続が困難になってしまいます。

できるかぎり積極的に利用してください。

また、長期にわたるキャンセルについては、予約の調整や他の利用者が優先されることがあります。

3. 実施施設の情報

こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）を実施する施設の情報は、下記の QR コードを参照してください。

各施設の事情などによっては、掲載の情報が変わっている可能性があります。施設への直接のお問合せやホームページの確認の他、事前連絡のうえ見学などをお勧めします。

令和 8 年度に 利用できる施設 （※）	主な掲載情報	実施施設の一覧
	実施年齢、実施時間、 実施曜日 など	

※ 1 つの年齢で、複数の利用パターンを選べるなど工夫をしている施設がありますので、よくお読みください。

4. 給付認定申請・利用施設申込みから利用決定までの流れ

(1) 給付認定申請と利用施設申込みについて

制度を利用するには、堺市の給付認定を受ける必要があります。

堺市の電子申請システムで、「給付認定申請」を行うことができます。

- 給付認定の申請にもとづき、堺市にお住まいの方について、市が制度を利用する資格の有無（居住地・お子さんの年齢・認定こども園等を利用していないか）を確認します。
- 認定を受けた後に、希望する施設へ利用（面談）の申込みをしていただきます。

(2) 申込みをするにあたりご理解いただきたいこと

個別の配慮等が必要な場合

- 安全・安心に制度を利用していただくため、面談以降に、別途書類を用意していただく場合や、利用開始までに時間をいただく場合があります。
- 主治医の意見書だけでなく、施設から同行受診を求められる場合があります。ぜひご協力をお願いします。
- 用意していただく書類等については、P.10 をご確認ください。

(3) 給付認定申請・利用施設の申込み～面談～利用開始～終了まで

申請～認定までのスケジュール

- 毎月 1 日付けで認定を行います。
- 毎月 10 日までに申請された方について、翌月 1 日に認定を行います。
10 日以降に申請された方は、その次月の認定予定となりますので、ご了承ください。
(例) 5 月 10 日申請→6 月 1 日認定予定
5 月 15 日申請→7 月 1 日認定予定
- 申請に不備がある場合、当初の予定日より認定が遅れることがあります。
- 上記認定スケジュールよりも早く認定を希望される場合、申請後に幼保政策課（住所・電話番号は P.19 を参照）までご相談ください。

<保護者がご自身ですること>

① 給付認定申請

オンラインで申請する場合（堺市の電子申請システムをご利用ください）

申請時期：随時受け付けています。

認定を希望する日の前月 10 日（23 時 59 分受信分）までに申請してください。

- 堺市電子申請システムから申込みをしてください。
堺市電子申請システムをはじめて使われる方は、P.14 を参照ください。

- 主な入力項目は次のとおり。

i) 基本情報

▷ 保護者氏名、住所、電話番号、メールアドレス など

ii) こどもの情報

【注】施設を利用するにあたり大切な情報となります。

母子健康手帳や医師からの情報内容をしっかり確認して入力してください。

- ▷こどもの氏名、生年月日等の基本情報
 - ▷健康状態に関する情報
 - かかっている医療機関・投薬・医師からの指導・医療的ケア・アレルギー等の有無・内容
 - ▷こどもの発達に関すること
 - ▷障害等に関すること
- iii)入力情報を利用希望施設・市の関係部署と共有することに関する同意

【電子申請システム：こども誰でも通園制度 年度途中利用申請】



オンラインでの申込みができない場合

- オンラインで申込みができない場合は、紙の申請書で受け付けます。その場合、まずは幼保政策課にお問い合わせください。
- ※受付時間は月曜日～金曜日（休日を除く）の 9 時 00 分～17 時 30 分です。

＜保護者の利用申込みを受けて、堺市がすること＞

②認定審査・決定

- 市で利用対象者かどうかなど（居住地、認定こども園などへの就園有無）を確認します。

③認定の結果通知：毎月 27 日頃に発送

- 市から、「給付認定」の結果と「こども誰でも通園制度総合支援システム ID」を通知します。
- ※申請時に入力された情報を記載した「こどもの状況票」を同封します。
- 通知書は、申請の方法に関わらず、郵送で送付します。

＜保護者と施設とですること＞

④総合支援システムへの登録

（国の「こども誰でも通園制度総合支援システム」をご利用ください）

- 認定通知に記載の ID でログイン、登録をしてください。
- 必ず、通知に同封している「総合支援システムの登録のご案内」を参照のうえ、登録を進めてください。
- ※同システムで、お子さんに関する情報等を登録していただきます。
- システムの操作方法等については、P.16～18 を参照ください。

⑤面談の申込み

- 市ホームページに掲載している各施設の募集状況を参照し、まずは電話で施設に確認してください。
その後、総合支援システムで、面談を申し込んでください。
- 施設から、電話やメールで面談の日程などについて連絡があります。

【実施施設の募集状況】



⑥面談

- 面談当日には、母子健康手帳、認定結果の通知に同封しているこどもの状況票（申請時の内容を記載）を必ず持参してください。
 - 必ず対象のお子さんと一緒に施設に行き、面談を受けてください。
 - 面談では、この情報も参考に、これまでの成長過程、家での普段の様子、子育てに関して気になっていること等を確認します。
安心して利用いただくためにも、お子さんに関することを詳しくお伝えください。
 - その他、利用にあたって気になることを施設に相談・質問するようにしてください。
- ※面談以降に、施設から次のようなことを求められる場合がありますのでご協力ください。
医療的ケアの必要性に応じ、主治医の意見書や同行受診を求められる場合があります。
アレルギーや疾患の内容等により、医療機関が作成する書類を求められる場合があります。

⑦利用の決定

- 面談の内容や提出された書類等をもとに、施設が利用の可否を決定します。
- 利用可の場合は、利用開始までに、利用する曜日・時間を決めます。

<保護者ご自身ですること>

⑧利用の予約

- 利用する曜日や時間が決まると、施設が総合支援システム上の利用予約を行います。
 - 利用日の前日に、総合支援システム上の登録アドレスにリマインドメールが届きます。
- ※ご自身でも利用予定は確認しておいてください。

⑨登園

- スマートフォンを必ず携帯し、施設で総合支援システムの QR コードを読み込んで、登園の打刻をしてください。
- 面談または前回利用日以降のお子さんの様子、家庭での関わり等を施設に伝えてください。

⑩降園（お迎え）

- スマートフォンを必ず携帯し、施設で総合支援システムの QR コードを読み込んで、降園の打刻をしてください。
- 施設から、当日の様子や家庭での関わり方に関するアドバイス等を聞くことができます。

<保護者がご自身ですること>

⑪ 認定の変更・取消

- 申請された内容に変更がある場合や、制度の対象外になる場合は市への申請が必要です。堺市への申請（届出）については、P.13 を参照ください。

⑫ 利用の終了（重要です！）

利用終了届を施設と堺市に提出します。

- 施設の利用を令和 9 年 3 月 31 日までに終了する場合（満 3 歳の到達を除く。）は、必ず利用終了届を施設に、ご提出ください。
- 堺市への終了届は、堺市電子申請システムで提出してください（P.13 を参照）。

5. 利用申込みを開始する前のチェックポイント

申込み手続を始める前に、準備・整理していただきたい事項をまとめていますので、内容をよく確認し手続を開始してください。

(1) 申請に必要な書類

市への給付認定申請には、

「全ての方が必ず提出する必要がある書類」①～③の全ての書類

「こどもの状況等により、申込み時に必要となる書類」④（該当する場合）

「世帯の状況等により、基本利用料の減免申請に必要となる書類」の⑦～⑩のうち該当する書類が必要です。

また、施設との面談後には、

「こどもの状況等により、面談以降に必要となる場合がある書類」⑤・⑥のうち該当する書類が必要となる場合があります。

認定や利用に影響する場合がありますので、必要書類の記入・提出漏れや内容に誤りがないことをご確認のうえ、提出してください。

様式は、市ホームページからダウンロードすることも可能です。

【こども誰でも通園制度 年度途中利用の申込みに必要な書類】



全ての方が必ず提出する必要がある書類（①～③）

表入力欄◇マーク：オンライン申請のため、申請画面への入力

表 DL 欄▼マーク：上記の市ホームページからダウンロード可能

	提出書類	備考	入力	DL
①	給付認定申請書	申し込むお子さんごとに申請が必要	◇	▼
②	こどもの状況票	詳細は②こどもの状況票を参照	◇	▼
③	申請者の本人確認書類	詳細は③申請者の本人確認書類を参照	—	—

②こどもの状況票

お子さんの健康や発育・発達について事前に確認させていただくものです。
母子健康手帳などを見て、これまでのお子さんの成長の過程等について振り返り、ご記入ください。
給付認定を通知する際には、記載いただいた「こどもの状況票」を同封しますので、利用希望の施設との面談等に利用してください。

	項目	内容
i	身長・体重や乳幼児健診について	出生時の身長・体重、乳幼児健診での説明・助言（親子教室の参加を勧められた等） など
ii	健康状態について	身体機能に関する疾患（生活の制限）の有無、リハビリ（訓練）の有無、服薬の有無、医療的ケアの有無、アレルギーの有無 など
iii	発育・発達について	寝返りするか、2～3歩以上歩くか、簡単な指示（おいで、ちょうだいなど）がわかるか、2語文で話すか（「わんわん きた」等） など

（※）こどもの情報は、施設がお子さんを安全に受け入れ、利用を通じたお子さんの育ちを支えるために、大切な情報です。保護者の方が気になることや心配なことについても保育を実施するうえでの参考となりますので、些細だと思ふようなことであっても、しっかりと記入してください。

③申請者の本人確認書類

「申請される保護者の本人確認に必要な書類」が必要です。

申請される保護者の本人確認に必要な書類	1点で本人確認ができる書類	
	・マイナンバーカード（個人番号カード） ・運転経歴証明書 ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・特別永住者証明書	・運転免許証 ・旅券（パスポート） ・精神障害者保健福祉手帳 ・在留カード など
	2点で本人確認ができる書類	
	・各種健康保険の資格確認書 ・介護保険の被保険者証 ・児童扶養手当証書	・年金手帳 ・特別児童扶養手当受給証明書 ・健康保険日雇特例被保険者手帳 など

こどもの状況等により、申込み時に必要となる書類（④）

	提出書類	備考
④	障害等を有することを証明する書類	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、特別児童扶養手当の受給が確認できる書類

（※）②こどもの状況票で、医療的ケアが必要である旨を記載いただいた場合は、給付認定申請の受付後に、「医療的ケア調査票」の提出（堺市電子申請システム）を別途、幼保政策課からご案内いたします。

こどもの状況等により、面談以降に必要となる場合がある書類（⑤・⑥）

	提出書類	備考
⑤	疾患を有する児童の主治医意見書	お子さんが疾患のために定期的に通院していたり、医療的ケアが必要な場合は、配慮事項を記載した主治医意見書を施設に提示していただく場合があります。
⑥	アレルギー疾患生活管理指導表	アレルギーのため日常生活に制限がある場合は、配慮事項を主治医が記載した指示書を施設に提示していただく場合があります。

施設が配慮事項などを主治医に確認するための書類です。

面談後、施設からの依頼に応じて用意していただきますので、申込み時に添付していただく必要はありません。

医療機関に作成を依頼する書類です。作成にあたっての費用について自己負担が発生します。なお、作成・提出により、施設の利用が確約されるものではありません。ご了承ください。

世帯の状況等により、基本利用料の減免の申請に必要となる書類（⑦～⑩のうち、いずれか）

基本利用料の減免を申請する場合は提出してください。

	提出書類	備考
⑦	生活保護受給者証明書など	生活保護を受給していることが証明できる書類
⑧	課税状況の分かる書類	詳細は下記⑧※1 課税状況の分かる書類を参照
⑨	ひとり親であることが分かる証明書類	詳細は下記⑨※2 ひとり親であることが分かる証明書類を参照
⑩	障害等を有する世帯員がいることを証明する書類	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、特別児童扶養手当又は障害基礎年金の受給が確認できる書類

⑧※1 課税状況の分かる書類

税額の決定通知書など（1月1日時点の居住地の市区町村が発行）を提出してください。なお、減免区分（非課税または市民税所得割額 77,101 円未満）を判定する算定根拠となる市民税の対象年度は利用する月で異なります。

利用月	参照する課税証明書	
令和8年4月～令和8年8月	令和7年度（令和6年中）分	令和7年1月1日時点
令和8年9月～令和9年3月	令和8年度（令和7年中）分	令和8年1月1日時点

⑨※2 ひとり親であることが分かる証明書類

児童扶養手当の証書やひとり親家庭医療医療証を提出してください。これらの書類が手元にない場合は、ひとり親であることを証明する書類（戸籍謄本など）を提出してください。

証明書類の不備事例

添付する証明書類等については、申込み前に書類自体の内容をよく確認のうえ、提出してください。必要事項が確認できない場合は、申込み内容の不備として、書類の再提出をお願いすることになります。期限までに再提出ができない場合は、認定の対象にできない場合がありますので、ご注意ください。

【不備の例】

- ☐ 画像が不鮮明で内容が確認できない
- ☐ 証明日がわからない・空白になっている・古い日付となっている

(2) 実施施設の確認ポイント

P.5 実施施設一覧および下記の枠内

【確認ポイント】

- ☐ こども誰でも通園制度の実施方針・実施曜日・時間
- ☐ 家からの距離、通園ルート、所要時間
- ☐ 予定している送迎手段で送迎可能か(駐車場や駐輪場があるかなど)
- ☐ 諸費用(利用料以外にかかる料金など)
- ☐ 布おむつ・紙おむつの取扱いについて
- ☐ 食事の提供(アレルギー食・宗教食)について
- ☐ 急な発熱時などの対応について

※見学を希望される場合は、希望施設に事前に電話連絡し、直接、日程調整等を行ってください。

(3) よくある質問

こども誰でも通園制度に関する「よくある質問」について、市ホームページに掲載していますので、ご確認ください。

【制度に関するよくある質問】



参考	堺市で利用できる実施施設の種類について	施設の種類
	令和8年度の実施施設は、認定こども園、保育所、幼稚園、小規模保育事業等となっています。 これらの施設の違い等を知りたい方は、右記「はじめての保活ガイドブック」の『園の種類』を参考にご覧ください。	

6. 利用開始後の手続き

制度の利用開始（認定）以降、必要に応じて、手続きが必要です。

(1) 給付認定の変更・取消について

転居による住所変更や保育の利用を開始（3号認定）する場合など、当初認定された内容から変更が生じた場合は、オンラインによる変更・取消申請が必要です。

【認定の変更・取消について】



認定の変更：申請内容に変更がある場合

- (1) 堺市内で転居し、住所が変更となった
- (2) 婚姻等により氏名に変更があった
- (3) その他、申請内容に変更があった（電話番号、メールアドレス等）

認定の取消：制度の対象外になる場合

- (1) 引越して、堺市から転出することになった
- (2) 認定期間が満了する前に、認定こども園、保育所、小規模保育事業などへの入園が決まった
- (3) 認定期間が満了する前に、企業主導型保育施設への入園が決まった

減免の変更・取消：新たに減免の申請をする・認定された減免の事由が変更となる場合

- (1) 生活保護の受給を開始した、または終了した
- (2) 世帯の市民税額が変更となり、非課税世帯となった、または非課税世帯に該当しなくなった
- (3) 世帯の市民税所得割額が変更となり、77,101円未満となった、または77,101円以上となった
- (4) ひとり親世帯となった、またはひとり親世帯ではなくなった
- (5) 世帯員に障害手帳等が新たに交付された、または交付されなくなった

(2) 施設利用の終了について

- 定期利用している施設を令和9年3月31日までに利用終了する場合（満3歳の到達を除く。）は、必ず利用終了届を施設に、ご提出ください。
※利用途中で施設に連絡なく利用を終了すると、利用受入のための準備を整えている施設は大変困ることになります。
※場合によっては、無断キャンセルとみなして利用料を請求することもあります。
- 現在の施設での利用は終了して以降も、引き続き、こども誰でも通園制度の利用を希望する場合、堺市に、堺市電子申請システムからご提出ください。

【こども誰でも通園制度 利用終了届】



7. はじめて堺市電子申請システムを利用する方へ

堺市電子申請システムの利用にあたって

堺市への申請は、堺市電子申請システムから、オンラインで手続きしてください。
オンライン申請が難しい場合は、幼保政策課へお問い合わせください。

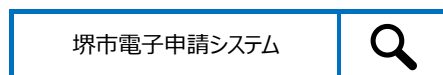
アカウント登録

堺市電子申請システムの利用にあたり、まずは、アカウント登録が必要となります。

アカウント登録は、申請保護者となる方がアカウントを作成すれば、申請時の申請保護者欄が入力不要となります。

【アカウント登録手順】

①「堺市電子申請システム」へアクセス



②画面右上にある「新規登録」ボタンをタップ（クリック）してください。



③「利用者の新規登録」画面下までスクロールし、「個人として登録する」を選択してください。



④「利用規約の確認」画面から、利用規約に同意し、利用者の登録を開始してください。

⑤画面遷移に沿って、「メールアドレスの登録」、「利用者情報の入力」、「入力内容の確認」を行い、「本登録の完了」まで進めてください。

※アカウント登録で使用したメールアドレスおよびパスワードは、忘れないようにご注意ください。

＜補足＞ アカウント登録時に下記の「事象」が発生した場合は、「対処方法」の内容をご確認ください。

事象	対処方法
認証コードが届かない。	最初に入力したメールアドレスが間違っている可能性があります。再度メールアドレスの入力から試してみてください。 迷惑メールのフォルダに届いていないか確認してみてください。また、迷惑メールの設定をしていると、メールが受信できないことがあります。 「sakai-onshinsei@city.sakai.lg.jp」からのメールが受け取れるか確認してください。
認証コードを入力する画面がなくなった。	認証コードを確認する際に、電子申請システムを開いていたブラウザを閉じてしまっています。一度閉じると、認証コードの入力画面は再表示できません。メールアドレスの入力から、やり直しが必要です。 iPhoneの「コードスキャナー」でQRコードを読み込む場合、認証コードを確認するためにメッセージアプリに切替えると認証コードを入力する画面が消えてしまいます。「コードスキャナー」ではなく「カメラアプリ」でQRコードを読み込んでください。

＜電子申請システムに関するよくある質問 主な例＞

質 問	回 答
入力の際の注意事項はありますか？	1 時間、何も触らなければ、自動的にログアウトされます。 入力の途中での一時保存は可能ですので、必要に応じて一時保存をご利用ください。 「保存してあとで申請」ボタンを押すと、途中で保存ができます。
添付ファイルの形式に指定はありますか？	指定はありません。
申込み内容を修正したり、取り下げたりしたい場合、どうすればいいですか？	マイページ ⇒ 「申請履歴・委任状の確認」 の『申請履歴一覧・検索』 ⇒ 対象の申請をクリック ⇒ 操作したい方法を選択

8. こども誰でも通園制度総合支援システムとは？

こども誰でも通園制度総合支援システムの利用にあたって

こども誰でも通園制度総合支援システム（以下、総合支援システム）は、国が運用するシステムです。給付認定された方について、堺市がアカウントを発行しますので、お子さんに関する情報の登録等をしてください。

本システムにより、施設での登降園の時間を管理することになります。

初期設定

総合支援システムでは、パスワードの設定、施設の検索、面談の予約、こどもの情報登録等が必要となります。

①パスワード設定

- ・システムから件名【アカウント発行のお知らせ】というパスワード設定の案内が、電子申請システムで登録していただいたメールアドレスに届きますので、info@mail.cfa-daretsu.go.jpからの受信ができるようにしておいてください。
- ・もしメールが届かない場合は、https://www.daretsu.cfa.go.jp にアクセスし、ページ右上のログイン画面の「パスワードをお忘れの方」をクリックして、設定を進めてください。
- ・システムのログインIDはメールアドレス（認定証の裏面に記載）となります。
- ・ログインする際にワンタイムパスワードが発行されます。ログイン後、左上のメニュー「利用者情報管理」の利用者（保護者）の基本情報編集で、ログイン時の2段階認証を無効にすることもできます。
- ・ログイン画面をお気に入り登録することをお勧めします。

面談予約

②希望施設に問い合わせ

- ・利用したい施設に、事前に利用希望の旨を電話にてお伝えください。（すでに定員が埋まっているなど、施設の都合により利用できない可能性があります）
- ・電話の際に面談日の調整を行ってください。

③面談を予約する

- ・「施設を探す」から、施設を検索し、「空き状況を見る」を押下して、面談予約を行ってください。

The screenshot displays a web application interface. At the top, a light gray box contains the text 'ご予約はありません' (No reservations) and a message 'ご利用になる施設は「施設をさがす」からお探しください。' (The facility you will use is found by clicking 'Find facilities'). Below this is a 'サイトメニュー' (Site Menu) section with a grid of six buttons: '施設をさがす' (Find facilities), 'お気に入り' (Favorites), '予約一覧' (Reservation list), '利用履歴' (Usage history), '認定証管理' (Certification management), and '利用者情報管理' (User information management). Each button has an icon and a right-pointing arrow.

- ・施設を検索後、まず、「利用をご希望のお子さま」を選択してください。
- ・選択すると初回面談の予約欄が下に出てきますので押下して進んでください。
- ・この手順を踏まずに、定期利用の申請へ進まないようご注意ください。

施設詳細

初回面談が必要

虎ノ門幼稚園

基本情報

予約

STEP 1 ご利用のお子さまを選択

利用をご希望のお子さま 必須

ご利用を希望されるお子さまをお選びください。

選択する →

STEP2 予約種別の選択

ご希望の予約を選択してください。

初回面談

お子さまが初めて利用する事業所の場合、初回面談を実施する必要があります。

+

定期利用

毎週決まった曜日・時間帯で継続的に利用する予約です。

+

柔軟利用

利用者が必要なタイミングでスポット的に利用できる予約です。

+

STEP2 予約種別の選択

ご希望の予約を選択してください。

初回面談

お子さまが初めて利用する事業所の場合、初回面談を実施する必要があります。

—

選択されたお子さまは初回面談が必要です。(所要時間：約1時間)

施設からのコメント

月曜・火曜・木曜 9:00~15:00

初回面談を予約する →

- ・電話にて約束した面談日を入力して送信すると施設に通知が届きます。
- ・施設が承認した後、次のメールが届きますので、初回面談を実施してください。

面談のご希望日時など 必須

施設からのコメント

月曜日9~16時

面談の日時について、いくつか候補を提示ください。

また、その他施設にお伝えしたい内容につきましても、合わせてご記入ください。

○月○日 月曜日 10時

確認画面に進む →

初回面談のご予約

施設名

さかい市役所こども園

利用をご希望のお子さま

てすと さくら さん (0歳11ヶ月)

面談のご希望日時など

平日お昼間をお願いします

同意事項

☐ この施設へ登録済の個人情報を提供することを同意します。

☐ プライバシーポリシー

☐ 最新の情報を申告しなかったことで事故が発生した場合に、事業者側に責任を負わせません。

予約内容を送信する →

【こども誰でも通園制度総合支援システム】初回面談の面談日時をお知らせします

さかい市役所こども園での初回面談日時が決まりましたのでお知らせします。

詳細につきましては予約一覧より初回面談予約一覧をご確認ください。

初回面談日時：2025年04月17日 11時20分

このメールに心当たりがない場合は、無視してください。

※本メールはこども誰でも通園制度総合支援システムから自動送信されています。このメールに返信いただいても回答できませんので、予めご了承ください。

面談実施後、施設がシステム上の利用予約を行います。

17

④利用日の案内（予定の確認）

- ・施設がシステム上の予約後に件名【定期利用の予約が確定しました】というメールが届きます。
- ・利用の前日に件名【明日のご予約についてご案内いたします】というメールが届きます。
- ・予約が確定されたので、ホーム画面の1か月分の時間数（10時間）が減少し、直近の予約が表示されます。

直近のご予約

予約番号：2190

予約確定

利用日 2025年05月26日

利用時間 10:00～12:30（2.5時間）

施設名 さかい市役所こども園

お子さま ○○○○

料金 150円（目安）

予約の詳細を見る →

⑤登園・降園の登録（利用時間の登録）

- ・利用当日、施設での預かりの開始（登園）時に、施設から示されたQRコードを読み取って開始登録を行います。
- ・利用終了（降園）時も同様に、QRコードを読み取って終了登録を行います。
- ・料金の支払い方法については、施設に確認してください。



9. QRコード一覧

この冊子で使用している QR コードの一覧を掲載しています。

市民税所得割額など	実施施設一覧	利用申請 (電子フォーム)
		
P.4掲載	P.5掲載	P.7掲載

施設の募集状況	利用申込に 必要な書類	制度に関する よくある質問
		
P.8掲載	P.9掲載	P.12掲載

施設の種類 (はじめての保活ガイドブック)	変更・取消	利用終了届 (電子フォーム)
		
P.12掲載	P.13掲載	P.13掲載

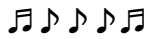
堺市電子申請システム トップ画面

P.14掲載

10. 問い合わせ先

堺市役所 こども青少年局 子育て支援部 幼保政策課	
〒590-0078 堺区南瓦町 3 番 1 号	TEL 072-228-7173 / FAX 072-222-6997

※本冊子の情報は、令和 8 年 6 月 1 日現在の情報をもとに作成しています。
 そのため、今後、内容の一部が変更になる場合があります。あらかじめご了承ください。
 ※QR コードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。



親子で地域の交流の場へ出かけてみませんか



区役所 子育てひろば	親子で自由に遊びながら交流できる場です。 子育て相談や子育て情報の提供も行っています。	
みんなの 子育てひろば	就学前のこどもとその保護者が気軽に集い、交流できる場として、子育て支援活動の実績がある団体が空き店舗や地域の会館などで、子育ての相談に応じたり、地域の子育て関係情報を提供したりしています。	
さかいつこ ひろば	こどもと保護者が、集い、憩い、交流し、学べる場です。 子育てや発達に関する相談、子育て情報の提供も行っています。	

子育てサークル・子育てサロン

子育て中の方々が自主的に活動していたり、地域の校区福祉委員会やボランティアの方々が地域会館や集会所などで、子育て中の親子のふれあいの場を提供したり交流を行っています。

堺区	中区	東区	西区	南区	北区	美原区
						

親子さかすくナビ（愛称「さかすく」）を是非ご活用ください



親子さかすくナビ

『親子さかすくナビ』は保育施設の条件検索機能など、子育てに役立つ機能をたくさん備えたアプリです

- ★予防接種の管理ができる
- ★希望条件にあわせた保育施設の検索ができる
- ★病児保育の空き状況が確認できる
- ★成長記録や思い出を家族と共有できる
- ★生年月日に応じた子育て支援情報、子育て関連のイベント情報などを受け取れる
- ★育児日記（できたよ記念日）で、成長を記録できる
- ★公園、子育て施設などの周辺施設の検索ができる

アプリストアからダウンロードして、**カンタン登録！**



＼ 母子モ（ボシモ）で検索！ ／

母子モ

検索

or

こちらを
読み取り



Web版はこちら

▶ URL <https://www.mchh.jp>

外国語でのご利用も可能！英語・中国語・ベトナム語などの12言語に対応しています。

This service supports 12 languages including English, Chinese, Vietnamese, etc.

※本サービスはGoogle社のウェブサイト翻訳ツールを使用しています。Google翻訳サービスをご利用の際には、Googleの利用規約をご確認ください。



SDGs未来都市・堺
Sustainable Development Goals Future City, SAKAI CITY